

1. 技術の提供及び貨物の輸出について

■ 共通事項

- Q1-1 技術の提供及び貨物の輸出が、リスト規制及びキャッチオール規制に該当する場合、スペック等について貨物等省令での規制項番を確認しなくて良いでしょうか。(2018/7/17)
- A1-1 [経済産業省ホームページ〔貨物・技術の合体マトリクス表〕](#)を確認の上、規制対象の場合は、項番等の記載も併せてお願いします。
- Q1-2 チェックシートの記載例を提示してほしいです。(2018/7/17)
- A1-2 研究・イノベーション推進機構ホームページの安全保障輸出管理のページから、電子申請システム→[操作マニュアル（申請者用）](#) p5, 7, 9 掲載の記入例を参考願います。
- Q1-3 電子メール等での技術提供に関して包括申請する場合、相手方の記載は必要でしょうか。(2018/8/17 更新)
- A1-3 相手方の情報（国、所属機関、取引を行う個人の氏名、職名等）を事前確認シートに記入してください。
- Q1-4 技術の提供がなく、貨物の持ち出しも行われないと分かっている場合、チェックシートの提出は必要でしょうか。(2018/7/26)
- A1-4 事前確認シート要否チェックへ、予定している業務内容を記載し、提出願います。要否チェックの内容を部局及び管理部門が確認し、審査の要否を判断します。
- Q1-5 1回の出張において2か国へ渡航する場合について、A国では現地調査（技術の提供なし、貨物の輸出あり）、B国では打合せ（技術の提供あり、貨物の輸出あり）をする予定です。その場合、チェックシートはそれぞれの用務地別で2枚必要でしょうか。(2018/8/17)
- A1-5 1枚のチェックシートに記載の上、提出願います。
- Q1-6 チェックシートを提出する判断基準について教えてください。(2019/1/11)
- A1-6 大学の業務において、貨物を輸出する（物を国外へ送る）場合と技術の提供を行う（情報を国外、又は非居住者へ伝える）場合は、事前確認シート要否チェックを提出願います。

■ 技術の提供

- Q1-7 例外規定に該当することが予め分かっていたとしても、パキスタン（外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国）、イラン（懸念国）及びインドの人たちとの電子メールのやりとりは問題になるでしょうか。(2018/7/17)
- A1-7 はい、事前確認シートを提出願います。
例外規定に該当するかどうかも含めて、部局及び管理部門が審査の要否を判断します。
- Q1-8 日本国内の業者に英文校閲を依頼する場合、ネイティブチェックは非居住者が行う場合がありますが、校閲者が居住者か非居住者かの判断がつきません。その際は、チェックシートの提出が必要でしょうか。(2018/7/17)
- A1-8 いいえ。日本国内の業者に英文校閲を依頼する場合は、チェックシートの提出は不要です。日本国内の業者は居住者となりますので、居住者への技術の提供を行う場合は、事前確認は不要です。
委託業者（日本国内の業者）が非居住者に対して技術の情報を提供した場合、委託業者（日本国内の業者）が輸出管理の責任を負います。

- Q1-9 国際学会又は非居住者（外国研究者）が参加することが見込まれる場合は、チェックシートの提出は必要でしょうか。（2018/7/17）
- A1-9 はい、事前確認シートの提出が必要です。
- Q1-10 国際学会発表のため、ポスター（発表用）、携帯電話（自己使用）を持参するが、それとは別に、ポスターのデータを事前に電子メールで相手先へ送信する場合、チェックシートはどのように提出すれば良いでしょうか。（2018/7/17）
- A1-10 事前確認シート要否チェックにまとめて記入の上、提出願います。
- Q1-11 ある案件において、電子メールによる技術提供が複数回行われる場合、（1案件に関する申請として）事前確認シートの提出は年1回で良いという認識であるが、新規の相手が生じた場合、その都度、チェックシートの提出が必要でしょうか。（2018/8/17 更新）
- A1-11 当該案件の内容に変更が生じる場合は、再度提出願います。
その際、備考欄に、前回提出したチェックシートの文書番号等を記載いただくようお願いいたします。
- Q1-12 ある国際学会で、2つの技術に関する発表を行う場合、チェックシートは2枚必要でしょうか。（2018/7/17）
- A1-12 同じ技術の発表内容であれば1枚のチェックシートに併記して提出してください。異なる技術の発表内容であれば、発表内容毎にチェックシートを提出してください。
- Q1-13 ある技術について、2つ以上の国際学会で発表する場合、チェックシートは2枚以上提出する必要があるでしょうか。（2018/7/17）
- A1-13 1つの技術を複数の国際学会で発表する場合、チェックシート1枚に相手先を併記して提出してください。
- Q1-14 セミナー等を開催し、非居住者にDVD又はUSB等に研究内容に関するデータを入れて渡す場合、チェックシートの提出は必要でしょうか。（2018/7/17）
- A1-14 非居住者にプログラムや情報を記録した記憶媒体を渡す場合、技術の提供に該当するため、チェックシートの提出が必要です。
- Q1-15 本学を修了し、母国へ帰国した外国人留学生に学位論文集を送付する場合、例外規定を適用できるでしょうか。（2018/7/17）
- A1-15 公表されている技術であるため、例外規定を適用できます。
- Q1-16 主著者 大学院生、共著者 教員で海外へ論文投稿を行いました。海外の論文投稿先と大学院生が電子メールのやり取りをしており、教員にcc.で同報している場合、共著者の教員は、チェックシートの提出が必要でしょうか。（2018/7/26）
- A1-16 共著者の教員がチェックシートを提出する必要があります。（主著者及び共著者の両方が教員の場合、主著者 教員のみがチェックシートを提出します）
本学の規程では、教職員に対して事前確認を行うものと定めておりますので、この場合、主著者が大学院生のため、チェックシートを提出する義務はなく（妨げるものではない）、共著者の教員がチェックシートを提出する必要があります。
- Q1-17 共同研究中に新しい研究成果を確認しました。
この場合、再度チェックシートの提出が必要でしょうか。（2018/8/17）
- A1-17 新しい発見又は研究成果が判明したとしても、研究テーマ等の変更に当たらない場合、改めてチェックシートの提出は不要です。
なお、研究テーマ等が変更になるのであれば、変更箇所についての事前確認を行う必要があ

るため、チェックシートの提出が必要です。

Q1-18 国内で開かれる国際会議等(誰でも参加可能)に一般講演者として参加する場合、チェックシートの提出は必要か。(2018/8/17)

A1-18 非居住者に対しての技術提供が行われる可能性があるため、チェックシートの提出が必要です。

Q1-19 同じ技術の提供で、論文投稿、書籍の出版及び論文査読を予定していますが、1枚のチェックシートに記載して提出しても差し支えないでしょうか。(2018/8/17)

A1-19 同一の技術提供(研究テーマ又は研究分野)ならば、用途が複数あっても、1枚のチェックシートにまとめて提出してください。

Q1-20 「技術」とは、何を指すのでしょうか。(2019/1/11)

A1-20 [経済産業省ホームページ](#) Q & A (Q2&A2)を御確認願います。

Q1-21 雑誌の編集をしていますが、電子メールを使用して編集者を割り振ったり、自分でコメントできる内容については、コメントを付しています。この場合、チェックシートの作成はどのように行えば良いでしょうか。(2019/1/11)

A1-21 技術の提供がない場合、チェックシートの提出は不要ですが、技術の提供の可能性のある場合、チェックシートの提出をお願いします。

Q1-22 本学プロジェクトに参画しているA企業が、外国で市場調査を実施するため、日本国内に所在するB企業に外国市場調査のコンサルを依頼する予定です。

B企業には、外国の市場調査に必要な本学のパンフレットやプロジェクトに関する資料の翻訳、現地での通訳や案内をお願いするため、本学との秘密保持契約(片務)を締結することを予定しています。

外国の市場調査をする場合、翻訳や通訳をする際、技術の提供の可能性のあるため、B企業に対して事前確認が必要でしょうか。(2019/1/11)

A1-22 日本国内に所在する企業に勤務する外国人が翻訳及び通訳等を行う場合、外為法上、当該外国人は居住者になるため、事前確認は不要です。

また、国内に所在する企業が、海外に居住している者に通訳を依頼した場合、依頼した企業が輸出管理の責任を負うため、本学での事前確認は不要です。

なお、注意していただきたいのは、日本の企業であっても、国外に所在する子会社(子会社に勤務する日本人含む)に技術の提供を行う、又は技術の提供を行う可能性がある場合、事前確認が必要になります。

Q1-23 外国ユーザーリスト掲載機関に研究打合せに行く場合、公知の技術であれば例外規定に該当するため、部局で「取引可」として最終決定になるのでしょうか。(2019/1/11)

A1-23 外国ユーザーリスト掲載機関でも、公知の技術であれば、例外規定に該当します。ただし、現行の本学の管理では、事前確認チェックシート及び取引審査シートを提出いただくこととなっております。

なお、注意していただきたいのは、公知の技術以外の情報を求められた場合は、安全保障輸出管理上の観点からその場での即答を控えていただき、問題の無いことを確認をした上で、後日、回答いただくようお願いします。

■ 貨物の輸出

- Q1-24 EMS（国際スピード郵便）で共同研究者に日本地図を送付する場合、チェックシートの提出は必要でしょうか。（2018/7/17）
- A1-24 国外に物を送る行為は、安全保障輸出管理上「貨物の輸出」に当たり、本学の安全保障輸出管理規程第8条第1項に該当するため、チェックシートの提出が必要です。
- Q1-25 技術の提供及び貨物の輸出のない外国出張について、出張先もしくは空港でパソコン及び携帯電話を借りる場合、チェックシートの提出が必要でしょうか。（2018/7/17）
- A1-25 出張先（相手先）において、パソコン及び携帯電話を借りる場合は、貨物の輸出に該当しないため、チェックシートの提出は不要です。
国内の空港において、パソコン及び携帯電話を借りて出国する場合、空港側が輸出管理をしていると思いますので、本学でのチェックシートの提出は不要です。
- Q1-26 デジタルカメラ、スマートフォン及び iPad について、貨物規制に係る特例があり、購入価格が 100 万円以下であれば経済産業大臣の許可申請は不要と判断されていますが、チェックシートの提出は必要でしょうか。（2018/7/17）（2018/8/17）
- A1-26 本学の安全保障輸出管理規程第8条第1項に該当するため、チェックシートの提出が必要です。
- Q1-27 デジタルカメラは仕様（スペック）により許可申請が必要とのことですが、その判断はどのように行うのでしょうか。（2018/7/17）
- A1-27 経済産業省ホームページ 貨物・技術の合体マトリクス表（Excel 版）を活用し確認願います。
- Q1-28 外国人を招聘するために、ビザの申請に必要な書類を EMS で海外に送付する場合、チェックシートの提出は必要でしょうか。（2018/7/26）
- A1-28 国外に物を送る行為は、安全保障輸出管理上「貨物の輸出」に当たり、本学の安全保障輸出管理規程第8条第1項に該当するため、チェックシートの提出が必要です。
- Q1-29 外国出張に自分の携帯電話ではなく、国内のレンタル会社から携帯電話を借り渡航する場合、チェックシートの提出は必要でしょうか。（2018/8/17）
- A1-29 国内のレンタル会社が輸出管理をしていると思いますので、本学でのチェックシートの提出は不要です。
- Q1-30 外国人留学生が帰国し、修士論文を送付するとき、チェックシートの提出は必要か。（2019/1/11）
- A1-30 国外に物を送る行為は、安全保障輸出管理上「貨物の輸出」に当たり、本学の安全保障輸出管理規程第8条第1項に該当するため、チェックシートの提出が必要です。
- Q1-31 部局間協定等を締結するときに、本学の法被、扇子、お菓子及び USB（HP 公開済みである本学概要のデータを保存）を持参する場合、貨物の輸出に該当するため、チェックシートの提出が必要でしょうか。（2019/1/11）
- A1-31 国外に物を送る行為は、安全保障輸出管理上「貨物の輸出」に当たり、本学の安全保障輸出管理規程第8条第1項に該当するため、チェックシートの提出が必要です。
- Q1-32 研究データ等が入っていない USB は「貨物」になるのでしょうか。（2019/1/11）
- A1-32 「貨物」に該当するため、チェックシートの提出をお願いします。

2. 「特定類型アプローチ」の適用に伴う安全保障輸出管理について

■ 貨物の輸出

Q2-1 特定類型該当者への貨物の輸出は規制対象ですか。

A2-1 いいえ。みなし輸出管理の対象となる取引は「技術の提供」に限られます。

■ 技術の提供

Q2-2 特定類型該当者へ技術提供を行う際に安全保障輸出管理の届出が必要とのことですが、どのような場合が想定されるでしょうか。

A2-2 例えば教員が学生の方へ、機微技術の提供を含む学術指導を行う場合や、機微技術を扱う教員の業務をその他の教職員が補助する場合等です。

■ 兼業

Q2-3 無報酬の兼業の場合は、特定類型の該当性を確認する必要がありますか。

A2-3 いいえ。単発の兼業と同様に、(外国政府及び企業からの強い影響がないとして)確認の必要はありません。

■ 誓約書の取得

Q2-4 改正では、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、特定類型の該当性を報告することを求めていると解される、とあるため、兼業開始による誓約書の取得は不要ではないでしょうか。 ※[外為法等新旧対照表 別紙1-3 \(2\)ア](#) 参照

A2-4 いいえ。就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えているため、誓約書を取得いただく必要があります。(弘前大学では1stステップとして兼業の申請書において自己申告を行うこととします。)

Q2-5 誓約書は記名で良いでしょうか。

A2-5 はい。記名で構いません。

Q2-6 誓約書を取得する際、Microsoft Forms や Google フォームといったツールを使用しても良いでしょうか。

A2-6 はい。オンラインツールを利用させていただいて構いません。
また、紙媒体で取得した誓約書をPDF化して電子的な形式で保管していただくことも差し支えありません。

Q2-7 TA・RA・非常勤講師は、継続性のある雇用として、誓約書の取得を雇用時のみとすることはできないでしょうか。

A2-7 関係部局へヒアリングを行い、遺漏が無いよう毎年度取得することとして学内の管理体制を決定しましたので、まずは通知のとりの運用をお願いいたします。今後、他大学の取り組み状況を調査し、検討したいと思えます。

■ 学内における情報共有

Q2-8 教職員が特定類型に該当することについて、関係者と情報共有する際、個人情報保護の観点から、共有する人間は最小限にとどめるべきだと考えます。また特定類型該当性に関する情報を関係者と共有することについて、誓約書に記載し、当該教職員に知らせる必要があるの

ではないでしょうか。

A2-8 個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとされており、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多い、というのが経済産業省の見解ですが、このような懸念がある場合は、各部局において誓約書へ個人情報の共有に関する文言を追記してご使用ください。例：本誓約において取得した情報は、安全保障輸出管理の観点から、必要最低限の範囲で関係者と共有されることがあります。

(参考) [輸出等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見公募手続の結果について 問 39,47](#)

■ 他機関への技術提供

Q2-9 他機関へ情報提供を行う場合は、特定類型の該当性を確認する必要がありますか。

A2-9 いいえ。日本の研究機関への技術提供は、国内における法人同士の取引となるため、外為法の規制対象外となります。

※ただし、共同研究契約等の契約を締結している場合は、「取引」に該当するため、相手機関が確認をする必要があります。また、相手機関の学生に対する技術提供の場合は、学生と相手機関が雇用関係に無いことから、提供する機関が情報を受け取る学生に、特定類型の該当性を確認する必要があります。

Q2-10 科研費等の研究計画書へ他機関の職員の名前が記載されている場合、共同研究契約を締結していることに該当するでしょうか。また、契約書も研究計画書もない場合の共同研究においては、他機関の職員の該当性を確認する必要はないのでしょうか。

また、他大学の学生の特定期型該当性については、契約書等の書面から確認し、該当性が明らかでない場合は非該当として扱うことができる、とのことですが、書面等がない場合には、該当性を確認する必要がないでしょうか。例えば学生が所属する機関へ確認する等の対応は不要でしょうか。

A2-10 共同研究契約書や付随する研究計画書等において、当該共同研究に参加する研究者名が明記されている場合は、技術を受領する本邦法人が従業員の特定類型該当性を確認する必要があります。本学では現行のみなし輸出管理において、在籍している職員の、特定類型の該当性を確認していますが、懸念される案件が確認された場合は、都度研究推進課宛てにお問い合わせ願います。また、契約書が交わされず、計画書もない場合の共同研究は、「技術提供に係る契約において特定類型該当者へ機微技術を提供することが明記されている場合」に該当しないため、特定類型の該当性の確認は不要です。

他大学の学生の特定期型該当性についても同様に、特段書面等を交わしていない場合は、「契約書等において記載された情報から特定類型該当性が明らかでない」として扱っていただいで構いません。安全保障上の機微な技術を適切に管理するため、より厳格な対応として、誓約書の取得による確認などを追加的に行っていただくことは問題ありません。

■ 他機関への情報提供

Q2-11 他機関から本学の学生（指揮命令下でない者）の該当性の有無について回答を求められた場合、個人情報保護の観点から必要とされる対応がありましたら、教えてください。例えば該当性の有無を、学生が公表したくない場合には、回答の必要が無いとして、回答しなくても

良いでしょうか。

- A2-11 他機関から本学の学生の該当性の有無について回答を求められた場合、当該情報を相手方へ伝えることは法令上求められておりません。より厳格な対応として、確認の必要があると相手機関が主張される場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき、適切に対応することとされていますが、判断に迷う場合は研究推進課宛てにお問い合わせ願います。

■ 特定類型1

- Q2-12 他大学から名誉教授等の称号を与えられている場合は、特定類型に該当しますか。

A2-12 いいえ。該当しません。

■ 特定類型2

- Q2-13 学生の該当性については、どのように判断すれば良いのでしょうか。

A2-13 入学出願時の提出書類へ、外国政府等から個人的に多額の経済的利益を得ている内容の記載がある場合は、特定類型2に該当する可能性があります。「[「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」について](#)」に、詳細を記載しておりますのでご参照ください。なお、実際の金額が当該対象者の総所得の何割を占めているか不明な場合は、特定類型2に該当するとして扱ってくださるよう願います。

■ 留学生及び外国人研究者等への対応について

- Q2-14 特定類型アプローチの適用により、国費留学生及び私費留学生に対する規制が厳格化されるなどの影響はありますか。

A2-14 いいえ。留学生を含む外国人又は非居住者への対応について、変更はございません。留学生を受け入れる場合は、従来通り事前確認シート（外国人受入）を提出願います。

- Q2-15 外国人の教員等が兼業を行う場合、すでに外国人留学生等を受け入れる場合の誓約書を取得しているため、新たに特定類型の該当性を確認するための誓約書は不要でしょうか。

A2-15 はい。特定類型の該当性を確認するための誓約書の取得は不要です。